

環境大臣
長浜 博行 様

原子力災害の収束及び復興支援に対する要望書

今般の東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故により、町機能ごと県内外に集団避難を余儀なくされる事態となり、原子力発電所の安全確保に一元的責任を有する国を信頼してきた浪江町としては、強い憤りを感じております。

さらに、1年7ヶ月を経過しても、福島第一原子力発電所事故の確固たる収束目処は立っておらず、加えて放射線による土壌汚染等の厳しい現状が明らかになってきております。

このような状況のなか、浪江町では、「すべての町民の暮らしを再建する」「ふるさとなみえを再生する」「被災経験を次世代や日本に活かす」という浪江町復興計画の基本方針の下、町民と一体となって復興へ向けた取組みを行っているところであります。

しかしながら、福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が表層土壌に含まれ、高線量地帯の土壌汚染に対する除染方法も明らかになっておらず、避難生活が長期間に及ぶことにより町民は将来に対する不安を隠しきれない状況となっております。

これらの状況から町民の将来の不安を取り除き、更には早期帰還を実現するため別紙のとおり要望書を提出いたします。

平成24年11月5日
福島県浪江町長 馬場 有



別紙

1. 原子力災害の収束について

- (1) 安全かつ確実な収束と廃炉を行うこと。
- (2) 多くの町民も収束廃炉作業へ従事しているため、作業員の環境整備と安全及び健康管理を確実に実施すること。

2. 町内除染について

- (1) 今後開始される除染について、目標線量を年間1ミリシーベルト以下とし、町内に安心して暮らせる環境へと戻すこと。
- (2) 帰宅困難区域におけるモデル事業を積極的に実施し、高線量地域の除染手法を確立すること。
- (3) 森林除染については除染ガイドライン上の林縁から20mの地域と限らず、面的かつ広域的に除染を実施すること。
- (4) 仮置き場を早急に確保すること。また、仮置き場に放射性廃棄物搬入後3年以内に中間貯蔵施設へ搬入すること。
- (5) 除染作業の町内企業の活用と町民の雇用の確保を図ること。

3. 災害瓦礫について

- (1) 仮置き場の早急に確保すること。
- (2) 仮設焼却炉設置方針の具体的な内容を早期提示すること。
- (3) 対策地域内廃棄物(災害廃棄物全般、要解体建物、災害復旧工事に伴う廃棄物、被災自動車、生活ごみ、事業系ごみ、)の処理について、全て国の責任において行うこと。

4. 中間貯蔵施設及び最終処分場について

- (1) 中間貯蔵の考え方や管理方針を住民に丁寧に説明し、理解を得ること。
- (2) 最終処分までの方針や設置箇所に関する具体的な内容の早期提示をすること。